

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第91回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第91回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和5年9月1日（金）16：30～17：51

会場：農林水産省 第2特別会議室

（本館4階ドアNo.467、Web会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・佐賀県における豚熱の発生について
- ・九州7県における飼養衛生管理の徹底について
- ・野生いのししの検査強化について
- ・ワクチン接種推奨地域の設定について

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会委員名簿

- 資料1 佐賀県における豚熱発生状況・ワクチン接種状況
- 資料2 佐賀県における豚熱の確認に伴う飼養衛生管理の徹底について（通知）
- 資料3 佐賀県における豚熱発生に伴う野生いのししの豚熱サーベイランスの強化について（通知）
- 資料4 ワクチン接種推奨地域の運用について（案）

- 参考資料 1 【九州 7 県】養豚の現状・飼養衛生管理基準の遵守状況
- 参考資料 2 野生イノシシ豚熱・アフリカ豚熱検査状況（日本地図）
- 参考資料 3 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

午後4時30分 開会

○大倉家畜防疫対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第91回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、急な御連絡にもかかわらず御対応いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、今週水曜日に佐賀県で確認されました豚熱の発生を踏まえまして、急遽お集まりいただきました。

私は当部会の事務局を担当しております動物衛生課家畜衛生対策室長の大倉でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに開会に当たりまして、消費安全局長の安岡より挨拶申し上げます。お願いいたします。

○安岡局長 消費安全局長の安岡でございます。

委員の皆さん、そして、ウェブで御参加の委員の皆さんも含めて、本日は本当にお忙しい中、急遽のお声がけにもかかわらずお時間を取っていただき、また出席を頂いて大変ありがとうございます。食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会の第91回牛豚等疾病小委員会の開催ということで、一言御挨拶をさせていただきます。

本日のテーマである豚熱対策、これまで小委員会の皆様方の御知見などもいただきながら飼養衛生管理の徹底、これを基本にしながら飼養豚への適切なワクチンの接種、そして、野生イノシシ対策ということでサーベイランス強化であるとか経口ワクチンの散布などに取り組んできたところでございます。また、今九州は野生イノシシ、そして、飼養豚共にこれまでは未発生だったということで、侵入防止対策ということで中国地域を中心に経口ワクチンの重点的な散布やできるだけ感染が拡大しないようにということで、様々な周知活動など取組をしてきたところでございます。

残念ながら今月30日、そんな中で九州で初めて、佐賀県で豚熱の患畜が確認されたということでございます。これまで2例の発生ということでございます。私どもとしては、我が国の豚生産の3分の1を占める九州での発生ということで重く受け止めているところでございます。こうした中で、本日は我々の方からまず佐賀県の豚熱の発生状況、さらには、こうした発生を受けて九州7県における飼養衛生管理の強化・徹底、さらには、野生イノシシの検査の強化など、当面進めてきた取組について御報告をさせていただきながら、これから委員の皆様方にはワクチンの接種推奨地域に関する議論も含め、本件を受けた九州

地区の蔓延防止に向けた今後の豚熱対策について御議論いただきたいと考えております。

委員の皆様方には、専門家としての見地から忌憚のない御意見とともに、活発な御議論をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

安岡局長につきましては、業務の都合上、途中で退室させていただくこともあるかと思えます。御了承ください。

それでは、報道関係者の皆様におかれましては、撮影がここまでとなつてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、現在、牛豚等疾病小委員会の委員数9名でございますけれども、本日はウェブでの御出席も合わせまして、全委員に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数を満たしているということを御報告いたします。

本日はウェブを併用しての開催となりますので、進行の方を務めさせていただきますけれども、円滑な運営をよろしくお願いいたします。

それでは、本日出席しております事務局の方の紹介をさせていただきます。

まず初めに、今挨拶させていただきました局長の安岡でございます。

○安岡局長 どうぞよろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 当局審議官、熊谷でございます。

○熊谷審議官 熊谷です。よろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 私、家畜防疫対策室長の大倉でございます。よろしくお願いいたします。

それから、疫学の調査を担当しております調査分析班、青山補佐になります。

○青山課長補佐 よろしくをお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 防疫対応の方を担当しています防疫業務班の田中でございます。

○田中課長補佐 よろしくをお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 同じく防疫企画班の加茂前でございます。

○加茂前課長補佐 加茂前です。よろしくお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 野生動物対策を担当してございます杉山でございます。

○杉山分析官 杉山でございます。よろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 あとは畜水産安全管理課からワクチンの担当となっております
高木課長補佐になります。

○高木課長補佐 高木です。よろしくお願いいたします。

○大倉家畜防疫対策室長 以上、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料、議事次第、委員名簿に加えまして、資料1から4、参考資料1から3となっておりますので、御確認ください。

なお、このほかに委員の皆様のみに配付してございます非公開資料がございます。この委員会自体は公表、オープンな扱いでございますので、非公表資料ですとか非公表情報に関わる御発言、御質問等をされる際には御配慮を頂きますようお願い申し上げます。

先ほど申し上げました資料につきまして、お手元がないあるいは落丁等ございましたらお申し付けください。

それでは、よろしければここからの議事進行につきまして、津田委員長の方をお願いしたいと思います。津田委員長、よろしくお願いいたします。

○津田委員長 津田でございます。本日はウェブでの参加となりますけれども、御了承ください。

司会進行を行います。ウェブの方の発言とかはなかなか見にくいものですから、事務局の方はよろしくお手伝いをお願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は佐賀県における豚熱の発生から野生イノシシの検査強化でございます。事務局の方から説明をお願いいたします。

○田中課長補佐 動物衛生課防疫業務班の田中でございます。

資料1番を御覧ください。私の方からは今般の佐賀県における豚熱の発生状況について簡単ではありますが、御説明させていただきます。

まず、資料1ページ目ですけれども、国内88例目、佐賀県1例目の発生事例についてとなります。

発生農場の概要ですが、佐賀県唐津市、飼養規模450頭となっております。

発生の経緯としましては、佐賀県の方で8月29日の火曜日に当該農場から死亡頭数が増加している旨の通報を受けまして、農場に立入りを実施し病性鑑定を実施しました。佐賀県で実施した遺伝子検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門に検

体を搬入し、遺伝子解析を実施したところ、8月30日水曜日に豚熱の患畜であることが判明いたしました。

その後、佐賀県の方で当該農場の飼養豚の殺処分及び埋却等の必要な防疫措置を実施しているところであります。殺処分につきましては、8月31日の夜の時点で完了しているところであります。現在、埋却等残りの蔓延防止措置を実施しているところであります。

次のページにいきまして、89例目、佐賀県2例目について御説明いたします。

こちらにつきましては、1例目と同じく佐賀県唐津市、飼養規模は1万頭の養豚場であります。

こちらにつきましては、8月30日の水曜日に当該農場から死亡頭数が増加している旨の通報を受けまして立入検査を実施、1例目と同様に佐賀県の検査において疑いが生じたことから、動物衛生研究部門に検体を搬入し、昨日、8月31日の夜に豚熱の患畜であることが判明いたしました。

こちらにつきましては、現在飼養豚の殺処分及び埋却等の防疫措置を実施しているところであります。

1例目、2例目ともに国の疫学調査チームを派遣しておりますとともに、発生県においても防疫指針に基づきまして、発生農場における疫学情報の収集等をしているところであります。特に2例目については直近、近隣県の屠畜場への出荷が確認されているところであります。

次のページにいきまして、横の資料になっておりますけれども、こちらは2018年9月の岐阜県での発生以降の豚熱の国内における発生状況をまとめた資料となります。

2019年の10月からのワクチン接種開始以降、国内においてはワクチン接種県での発生が継続していたところでありますが、今般、ワクチン非接種県である佐賀県で発生が確認されたところであります。

裏面へいきまして、こちらは豚熱の飼養豚での発生状況及び野生イノシシでの発生状況、あと、予防ワクチンの接種推奨地域を色分けしてお示ししている資料でございます。

次の資料につきましては、各県での発生状況、飼養豚、野生イノシシ及びワクチンの接種開始日等をお示しした資料でございます。こちらにつきましては、参考に御確認ください。

私からの説明は以上となります。

○加茂前課長補佐　続きまして、議事2、九州7県における飼養衛生管理の徹底について

のところを御説明させていただきます。防疫企画班の加茂前と申します。

資料2を御覧ください。

こちらにつきましては、8月31日に発出した動物衛生課長通知でございます。内容は佐賀県における豚熱の確認に伴う飼養衛生管理の徹底についてで、ポイントが二つございます。1点目は飼養衛生管理基準の再徹底、2点目は早期発見・早期通報についてということでございます。

記の1のところを御覧ください。

飼養衛生管理基準の再徹底のところです。豚等の飼養農場に対して、一斉点検の項目について直ちに点検を行うよう指導し、不備がある場合には早急に改善すること。あとは一番下の段ですけれども、飼養農場に対して実効性のある埋却地を確保するよう指導することをお願いしてございます。

次のページを御覧ください。

2の早期発見・早期通報の部分です。豚等の所有者、獣医師等に対して食欲減退ですとか死亡の増加等が認められた場合、豚熱の特定症状がないか、電話で聞き取る等丁寧に確認するということ。あとは、症状を呈している豚等を発見したときには、家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導することを、九州7県をお願いしている状況でございます。

私からの説明は以上です。

○杉山分析官 続きまして、野生イノシシの検査強化について御説明させていただきます。

資料は資料3でございます。

今回の発生におきまして、3本ほど通知を出しております。

一つは佐賀県に対してでございます。野生イノシシにおける浸潤状況調査の実施についてということでございまして、記の方に描いておりますけれども、発生農場を中心とした半径10キロ以内の区域において、死亡した野生イノシシあるいは野生イノシシが捕獲された場合について、こういったところを重点的に浸潤状況調査を行ってくださいというようなものでございます。

それと、次のページにございますけれども、周辺の野生イノシシ群に対する拡散防止対策ということで、これは手引きに基づいて実施をしてくださいというようなことでございます。いずれにせよ、畜産だけではなくて猟友会ですとか、そういったところの協力が必要なので、そういったことについても補足をしているということでございます。これは佐賀県だけに出しているものでございます。

それから、二つ目でございますけれども、ページは次のページになりますが、説明として次の次のページを御覧いただきたいと思います。

豚熱蔓延防止のための野生イノシシの捕獲の強化についてということで、これは消費安全局長と農村振興局長、鳥獣対応をしております農村振興局との連名において、九州農政局に対して出しております。これまでも野生イノシシで発見された場合には、こういった通知を出しております。今回は野生イノシシがまだ発見されておりましたが、事前に野生イノシシの捕獲の強化、こちらを徹底してくださいというものでございます。書いてある内容は、防疫指針等に書いてあるものを更なる徹底をしてくださいというものでございまして、こちら関係者との協力を得て実施してください、そういったことになっております。

それと併せまして、一つ戻っていただきますと、こちらは課長通知という形になりますが、サバイランスを強化してくださいと具体的なものを指示しております。こちらは九州の各県に対して出しているものでございます。現在、年間299頭という目標を掲げておりますけれども、今日から、9月から12月までをサバイランスの強化期間——4か月ほどでございますが——として定めまして、1月当たり60頭、これは95%の信頼度で母集団の5%本病の浸潤状況を安定的に確認することができるというような頭数でございまして、1月60頭を目標にサバイランスの強化を行ってくださいというものでございます。

記の方に書いておりますけれども、具体的な手順といたしますと、計画を作ったり実施体制、そういったものをまず策定して、毎週木曜日までに前週の取組を報告してもらうというようなことでございます。佐賀県の方から先ほど出てまいりましたが、4か月で400頭ほどサバイランスの強化をするというような計画を行っております。まだ発見をしておりますけれども、こういうような強化を進めまして、野生イノシシ対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○津田委員長　ありがとうございました。

これまでの豚熱対策についての御説明と、九州の方では侵入防止を中心に野生イノシシのサバイランス等々発表があったところです。今度は発生についての疫学調査について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○青山課長補佐　では、青山から続いて疫学調査の概要について御説明いたします。

まず、1例目についてですが、委員の方には非公表資料2として昨日行った現地調査の概要を配付しております。文字では2ページになっているものでございます。引き続き情報収集中の部分もあるため、現時点では公表資料としての取扱いとしてお示しすることができないんですけれども、簡単に口頭で概要を御説明させていただきます。

また、2例目につきましては、実際に本日現地で調査いただいている山本委員から接続がうまくいっているようであれば御説明いただきたいと考えています。

では、まず1例目ですけれども、農場の概要としては、周辺環境については山間部に位置する農場ということで、農場の周囲は雑木林に囲まれていて、周囲に田畑などが存在していた状況だそうです。農場周辺地域については、豚熱に感染した野生イノシシは確認されていない状況ではありますが、野生イノシシの生息自体は目撃されることがある地域だったということです。調査時には農場内でのイノシシの足跡などの特段の痕跡は確認されておりません。農場自体は一貫経営の養豚場でございます、畜舎としては四つからなっておりまして、そのうち肉豚舎一つ、種豚舎一つ、あと、子豚と分娩舎が通路でつながっていて明確な区分がないというような構造でございます。

飼養衛生管理状況ですが、飼養管理を行っているのは農場主が1名で基本的には全体を行っているということで、時々家族の方が一部手伝うということです。衛生管理区域については、入り口のところで関係者以外立入禁止の標識ですとか、更衣室が設置されていたりしまして、入り口のところで交換用の衣服や長靴、手指消毒用の消毒薬、入場記録簿などが設置されていたそうです。入り口には動力噴霧器が置いてあったそうですけれども、最近使用した形跡は余り確認できなかったということでした。

あと、農場2か所の入り口には門扉が設置されていて、平時は閉鎖されているということと、ただ、そのうち堆肥舎側の出入り口については完全には閉鎖できない構造だったということでした。分娩舎の方には消毒薬と踏み込み消毒槽の設置などがあった。また一方で、ほかの豚舎にはそうした設置がなく、また、全体に長靴の設置は確認されなかったということです。

また、豚舎ごとのオールイン、オールアウトの状況ですが、オールイン、オールアウトは行われていないものの、分娩舎では母豚と離乳豚を移動した後に分娩房の消毒を行っていたとのことです。ふん尿については、ふんは農場内の堆肥施設、また、汚水は浄化槽で処理していたということでした。堆肥舎には防鳥ネットの設置はなかったとのことです。死亡豚については、県外の化製場に農場主が運搬して処理していたと聞いています。

野生動物関係ですが、衛生管理区域周囲にはフェンスが設置されていたということです。が、一部草が生い茂っており、設置状況が確認できない箇所があったということです。また、フェンス下側には小動物が掘って侵入したものとみられる痕跡が一部確認されたということです。また、豚舎には防鳥ネットが張られていましたが、ネットの下部が固定されておらず、小動物が行き来できる状況であったということと、あと、豚舎については老朽化により天井や壁面に剥がれている部分、穴の開いている部分が多数確認されたということでした。調査時には各豚舎内に複数の猫が出入りしている姿を確認したそうです。

臨床症状の経過については、8月17日に離乳した子豚12頭について、21日から29日にかけて計6頭が死亡したということで、生存する6頭についても食欲不振などの様子が見られたため、家畜保健衛生所に通報したということです。調査時の様子ですが、種豚舎と分娩舎にいた母豚と哺乳豚のみが残っていたということで、それらについては豚熱を疑う症状は認められなかったということです。

1例目については以上になります。

山本先生の方は接続、いかがでしょうか。

○山本委員 聞こえますでしょうか。

○大倉家畜防疫対策室長 聞こえております。

○山本委員 2例目の概要をお伝えしたらよろしいですか。

○大倉家畜防疫対策室長 お願いします。

○山本委員 2例目、本日調査にお伺いをして農場管理者の方にお話を聞いてまいりました。

2例目についてはおおむね1万頭を飼養する大変大きな農場でして、豚舎数も20弱あります。農場全体、フェンスが既に設置されておりまして、一部を除いて二重ということもありました。車両消毒は車両消毒ゲートを設置するのと動力噴霧器と合わせて飼料あるいは豚の出荷時の車両出入りについては消毒を徹底されているということでした。

また、農場従業員については、農場入り口で長靴の履き替え、農場専用作業着への更衣、また、豚舎の近くのいわゆる飼養衛生管理区域に当たるところに入る部分でまた長靴を履き替えて、更に豚舎に入る際に長靴を履き替えるということで、出入りの際の衛生対策についても気を使われていたかなという印象です。

施設につきましては、開放鶏舎ですけれども、開放部には基本的にネットというかフェンスと金網を設置してありまして、一部に破損がありましたけれども、基本的には良好な

状況でありました。一部破損等はあったということになります。

その農場のフェンスの関係からすると、先月ですかね、実際にイノシシの侵入が一度あったということで、その際わなをかけ直すなどして対応されたということだったんですけども、全周フェンスを設置されているんですが、大変農業敷地が広いということで、その辺の限界はあったのかなというところです。

今日、一部殺処分は進んでいましたが、まだほとんど豚が飼われている状態でしたので、その症状も拝見いたしました。母豚と肥育豚については目立った異常はありませんでしたが、一方で離乳豚についてはほぼ全ての離乳豚についていわゆるパイルアップがあったり、あるいは死亡豚が散見されるということで、かなりひどく浸潤している状態が確認されております。

その他、例えばリサイクル飼料、いわゆる残渣飼料の給与とかあるいは突然新しく外国人従業員が採用されたとか、そういった海外からあるいは農場外からピンポイントでこの農場にCSFウイルスが入ったことを疑わせるような情報はありませんでした。

おおむね以上のような状況です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかに追加の説明はございますでしょうか。青山さん。

○青山課長補佐 疫学情報については以上になります。

○津田委員長 分かりました。

それでは、これまでの発表について委員の皆様から御意見、御質問があったらお願いしたいと思います。従来、本州のこれまでの発生におきましては最初の発生から最近は野生イノシシでの感染が確認され、そこでやはり飼養衛生管理基準の遵守だけでは発生リスクを押さえ切れないということがあってワクチン接種ということになったわけですが、今回は発表にもありましたけれども、野生イノシシでの陽性は確認されていない中での飼養豚での発生ということになります。

それから、疫学調査の中で今御説明があったように、これまでのところ侵入がどこから来たのかあるいは野生イノシシから来たのかということについて、まだ不十分な情報しかないということでございます。何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

こちらからちょっと見えないので、事務局の方で手を挙げた方をちょっと御指名してください。お願いします。どなたかございますでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。よろしいでしょうか。

○津田委員長 どうぞ。

○佐藤委員 1例目の農場のことを伺うと、かなり汚いというかちゃんとやっていなかったのか、飼養衛生管理をちゃんとやっていたのだろうかと思われるような感じなのですが、県は飼養衛生管理のチェックをするようになっていますが、その辺りはどうだったのでしょうか。

○津田委員長 これは誰が答えるか。

○佐藤委員 山本さん、いかがでしたか。

○山本委員 山本です。

○津田委員長 1例目の農場に対する指導みたいなのはどうだったのでしょうか。

○山本委員 実際に県との指導の状況のやり取りについては、山本の方では把握をしておりません。

○田中課長補佐 県の担当の方から伺う話としては、もちろん県として立入り等は定期的に実施していたところではあるんですけども、衛生管理の遵守の状況という意味では、疫学調査で確認されたとおり、なかなか徹底できていない。言い方を変えると、県の指導に従えていない部分はあったというふうな印象でした。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

小淵さん、どうぞ。

○小淵委員 お願いします。ちょっと説明が聞き取れていなかったらすみません。

豚の出入りというのは、この2農場両方なんですけれども、直近でほかから候補豚なり、多分一貫経営なので子豚ということはないと思うんですけども、その点はどうだったのでしょうか。

○青山課長補佐 1例目については情報をもらっていますので、7月15日に候補豚を導入したということで聞いています。2例目については、今ぱっと情報は出てこないですけども、山本先生、お持ちでしょうか。

○山本委員 ちょっと聞き取れなかった部分があったんですけども、導入豚のことでしょうか。

○小淵委員 そうです。

○青山課長補佐 そうですね。導入豚です。

○山本委員 6月頃に一度導入があって、それ以降はないというふうに伺っております。

導入に当たっては、一度農場外の検疫農場というか検疫施設で一度留め置いた後、導入するといった対策あるいはトラックの消毒を徹底するといった対策を取られていると聞いております。また、導入豚自体については特段臨床上の異常等はなかったというふうに聞いております。

以上です。

○小渕委員 ありがとうございます。今教えていただいた導入豚というのは、近隣というか県内導入、佐賀県内導入でしょうか。

○山本委員 2例目については、北海道から導入したというふうに聞いております。

○青山課長補佐 1例目については県内と聞いています。

○小渕委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますか。

嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 嶋田です。お世話になります。

私からは疫学調査に関してお尋ねします。今回、ほぼ同時期というか極めて近い期間の中で近隣の農場で出ているということでお聞きしたいんですが、この2農場、恐らく系列とかではないと思うんですが、疫学的な関与を疑うようなことというか地理的な部分、同じ山に接しているですとか、あとは傾斜の問題、例えば雨のときに水がどちらかからどちらかへ流れるとか、そういったこととか、そういった面で疫学的などどちらかからどちらかへ行ったとか、そういったことが疑われるような状態とかはあったでしょうか。よろしくお願いします。

○山本委員 山本からお答えいたします。

1例目と2例目と入らせていただいたんですが、2例目については大きなグループの農場でして、1例目はそうではありませんでしたので、餌や薬品、屠畜場あるいは従業員、いわゆるそういった形での疫学的な関連は一切認められておりません。

地理的な関係からすると、一番近い農場にお互いが当たるということになりますので、ごめんなさい、一番近いというか、間にほかの農場がない関係にありますので、そういう意味では一つの森林というか、森林地帯みたいなものを挟んで両農場がつながっている状態で、小型野生動物とかそういったものがあれば両農場間を伝ってということはあるのかというぐらいの距離感であります。

以上です。

○嶋田委員 ありがとうございます。

もう一つ、ごめんなさい、関連してなんですけれども、それぞれの農場に向かう道路ですとか、そういったところの状況はいかがでしょうか。

○山本委員 もちろん近隣ですので、道路を伝っていくことはできるんですけれども、例えば同じ一本道を介してつながっているというよりは、山を迂回する、森林のあるようなところを迂回した形で行くには行けるという感じでしたので、例えば片一方の農場を通った車がそのままもう片一方の農場の正面を通してという感じではないです。

以上です。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

私から一ついいですか。野生イノシシについてなんですけれども、先ほど野生イノシシのサーベイランスの強化ということを佐賀県の方にも要請されたと思うんですけれども、これまでの野生イノシシのサーベイランス状況というのはどうなっているんでしょうか。この近隣での捕獲された、あるいは死亡した野生イノシシの検査とかはどのくらいなされているんでしょうか。分かれば教えてください。

○杉山分析官 手元にあるのが今年の5月以降なのでございますが、発生農場から10キロ圏内で12件のこちらは捕獲のイノシシの検査がございます。全て陰性を確認されていると。直近では、8月9日に農場から南東方向に2.5キロほどで捕獲されたイノシシ、こちらも陰性だと。その前の7月18日、今度は西方向に5.5キロ離れたイノシシ、これも陰性でございます。もう一件、7月、北方向に6キロほど離れたところで陰性が確認されております。

なお、昨日なのでございますが、距離はちょっと分からないんですが、唐津市内で1件捕獲をされておりまして、それは今検査中でございます。検査機関が2例目の検査をやっておりますので、今日はちょっと間に合わなという連絡を受けておりますが、現状そういう状況でございます。

なお、佐賀県は今年結構頑張っておりまして、先月40頭ほど検査をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

今捕獲という話があったんですけれども、豚熱に感染すればイノシシの場合は結構死ぬ

イノシシもいるんですけれども、死亡イノシシの状況とかそういった報告等は上がっていないでしょうか。

○杉山分析官 佐賀は死亡イノシシの報告はございません。全てわな等で捕獲をされたもので検査をしているというような状況でございます。

○津田委員長 死亡イノシシが増えているとか、そういう話はないですね。

○杉山分析官 そういうお話は県の方から聞いていないです。今正に今日からといいますか、サーベイランスの強化を行っておりますので、いろんな情報を県の方から入手して対応をいろいろやっていきたいと思っています。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

これまでの事例がやはり野生イノシシで陽性が確認されて、それから近いところでの発生が相次いだということがあって、やはり野生イノシシがこれまで一番の重大なリスクだったわけでございます。けれども、今回の発生については農場での発生というか、近くの農場で立て続けに2件報告されたということでございます。これ以外に例えば各都道府県や県の方、九州他県の方に農水の方から指導されたと思うんですけれども、農場ごとにそういった豚の状態、異常等、そういったものを調査されているんでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○田中課長補佐 発生農場、周辺の農場の現在の状況についてですけれども、現状3キロ圏内、10キロ圏内の移動制限、搬出制限というふうなところを敷いているところでありますけれども、3キロ圏内につきましては、防疫指針に基づきまして昨日から本日にかけて発生状況確認検査というふうなところで、農場に立ち入りまして採材及び検査を進めているところであります。また、発生区域内も含めて全農場については報告徴求というふうな形で、日々臨床症状であったりだとか死亡の状況というふうなところは報告しているところでありまして、現状異常は確認されておられません。

○津田委員長 取りあえず今のところ、この2例だけということですよ、今のところ。

○田中課長補佐 そのとおりです。

○津田委員長 ありがとうございます。

委員の先生方、ほかに御質問ございますでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。

1例目と2例目、今周りにはイノシシはいないということですよ。そうすると、これ

から疫学調査をしていくことになるかと思うんですけれども、一体どこから入ったのかということなんですけれども、その辺りについてはどのように今のところ分かっているところというか、推察できるところはあるんでしょうか。

○山本委員 山本からお答えいたします。

○津田委員長 山本さん、お願いします。

○山本委員 イノシシと農場の関係として、今回の件で思い浮かべるのは、今回の一連の流行の中では埼玉県で突然発生したケースかと思います。埼玉県の場合は、周辺に一切発生がない中で、あの頃は岐阜県から長野に入ったぐらいだったかなと思うんですけれども、そこらいきなり感染イノシシの摘発がない状態で埼玉県の農場で見つかったんですね。

その事例については、その後同じ月の間にやはり感染した死亡イノシシが周りで見つかる。その後、周りの農場でも発生が確認されるという経緯がございましたので、一つの可能性としては同じようなことが今回も起こるということが考えられるかなと思っておりまして、やはり新しい地点のイノシシに新しく感染が起こりますと、その感染範囲はある程度限られてきますので、当初はすぐには見つからないということが起こり得て、先ほど委員長からも御指摘ありましたが、死亡が増えてきて、その死亡イノシシをしっかり検査で見つけていくということが一つ重要な取組になってきますので、今やられているような検査、評価の取組の中で感染イノシシが見つかるという可能性が考えられるというふうに考えております。

○津田委員長 ありがとうございます。

佐藤先生、いかがですか。

○佐藤委員 とすると、今回の場合も場合によっては周りに陽性のイノシシがいた可能性があるというふうに考えるということでしょうか。

○山本委員 周りに感染イノシシがいるけれども、まだ見つかっていないという可能性を想定する必要があるだろうと考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そのイノシシはどこから来たんでしょうか。

○山本委員 イノシシの感染というのは、基本的にはイノシシから近所のイノシシに移っていくわけなんですけれども、これまでもたびたびそうではなくて、鳥では説明できないような長距離を移動したと考えられる。感染が頓挫したように見える事例が幾つか確認されております。一番大きいのは沖縄県にいた事例ですが、この場合は行った先はイノシシでは

なくて農場だったわけですが、イノシシであれば最近の我々の記憶に新しいのは山口県に飛んだ事例で、これも500キロ弱距離がありますので、イノシシが歩いていったというよりは、ハンティングなのかレジャーなのか分かりませんが、何らかの形である地域の今回の場合は三重県の野生イノシシと近い遺伝子だということが分かっているわけですが、そういった地域のイノシシ由来のウイルスを何らかの形で人が運んで、その地域のイノシシを感染させたということが考えられると思います。

そういう意味では、次に移り得るあるいは今回の事例が野生イノシシの感染にあったとして、その感染がどこから起こったのかというのは本当に割と近くだけではなくて、ある程度距離が離れたところから持ち込まれた可能性についても想定されるというふうに考えております。

○佐藤委員 どうもありがとうございました。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

あと、山本さん、疫学調査の絡みですが、やはりそれぞれの農場についていつ頃侵入したかということ、あとは広がりがあるのかということも重要だと思うんですが、現在、疫学調査の一環として農場だけの採血等々を進められたと思うんですが、その辺の結果というのはいつ頃出るのでしょうか。

○山本委員 採材については、殺処分前に発生県で大変御苦労されて採材したというふうに伺っております。検査結果が出る時期については、衛生課さんの方で把握されている内容かと思うので、そちらでお答えいただくようお願いいたします。

○津田委員長 では、分かれば結構ですから教えてください。

○青山課長補佐 現状ではいつ頃というような具体的な日時についてはまだ聞き取っておりません。先ほど山本先生からですかね、今検査中というお話もありましたので、また今度聞き取って、御報告してまいりたいと思います。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。これについては先ほど来いろいろ意見が出ていますが、やはりイノシシが先か豚が先かという話もあるし、いつ頃からどういう形が入ったのかということもありますし、現在分かっているのはウイルスがこれまで国内で流行しているウイルスと同じものであるということだけの話で、あとはルートとか時期ということについては、そういったデータが必要だと思います。そういった疫学調査の結果

が分かりましたらできるだけ整理して、早めに周知いただければというふうに思います。
よろしくお願いします。

ほかに皆さんから御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○小渕委員 天候的な問題なんですけれども、先ほどおっしゃっていた2農場とも多分山をしょってるということだと思えるんですけれども、台風とか大雨とかが逆算していつ、そこでかなりいろんなものが農場に流れ込んだとか、そういうような状況はあったんでしょうか。

○山本委員 山本からお答えします。

現時点の材料ではウイルスの侵入時期を推定することは非常に難しい状況です。今後、同居豚の検査結果等あるいは遺伝子検査の結果なんかでもうちょっと正確にウイルスの侵入時期、このぐらいに感染したんじゃないのかなということを推測できてくると思いますので、そういった結果を待って、その頃に何らかの気象条件があったのかとか、あるいは地形的に何か説明できるものがないのかということについても検討してまいりたいと考えております。

○小渕委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、よろしいですかね。

では、次の議事に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、議事、ワクチン接種推奨地域の設定についてということに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○加茂前課長補佐 御説明させていただきます。資料4を御覧ください。

まず、ワクチン接種推奨地域の運用について（案）でございます。

1につきましては、こちらは防疫指針に規定している内容そのままでございますが、別紙を御覧いただきまして、考え方のイメージ図で御説明させていただきたいと思います。従前から整理して使っている考え方でございます。

①といたしまして、豚熱陽性イノシシ確認県、②といたしまして、①と隣接し山塊が連なっている県、③といたしまして、①と一部隣接又は地域が養豚業と関連性が強い県として、①から③に該当する地域を推奨地域に設定するという考え方で整理をしてまいりました。

お戻りいただきまして、資料4の2を御覧ください。今回の接種推奨地域の設定の考え方でございます。

(1) を御覧ください。

佐賀県において2事例連続して発生が確認されていること、いずれも抗体陽性豚が確認されていることなどから、ウイルス感染から長期間経過しており、発生農場周辺地域及び当該農場の出荷先等において感染リスクが高まっている状況にあり、更に感染地域が拡大するおそれがあると考えられること。

(2) 現時点では、野生イノシシの感染が確認されていないものの、既に野生イノシシへウイルスが侵入している可能性は否定できないこと。

(3) 九州7県については、飼料の流通・屠畜場出荷・化製場・種豚流通の面で関連性が極めて強いと考えられること。こちらにつきましては、非公表資料3を御覧いただきたいと思います。

それぞれの項目に関しての流通状況を整理したものでございます。1枚目とは畜場の流通状況なんですけれども、佐賀県及び隣接県とほかの県の関連性はかなり強く出ているかと思います。

おめくりいただきまして、化製場、その次のページが種豚、精液の流通状況になってございます。種豚、精液の流通状況につきましても、佐賀県及びその隣接県とその他の県に強い関連を認めます。

最後のページです。飼料の流通状況を御覧いただければと思います。こちらについても佐賀県と近接県からの矢印が多いという状況で、関連性は強いということが認められると思います。

先ほどの資料4にお戻りください。

2の(4)でございます。この状況を踏まえまして、推奨地域の設定及び範囲に係る以下の案を検討することとしたいと考えてございます。以下、括弧内を読み上げます。

野生イノシシに感染している可能性が否定できず、感染リスクが高まっている発生農場周辺地域及び発生農場の出荷先地域との養豚生産上の関連性が強い、九州7県については、いずれもウイルスの農場への侵入リスクが増大しており、豚熱の感染が拡大する可能性があることから、推奨地域を設定することとし、その範囲を九州7県とするという案でございます。

次、(5) を御覧ください。

推奨地域の設定に当たっては、先ほど御説明した通知に基づきまして、野生イノシシの感染状況の把握に努めるとともに、飼養衛生管理の徹底のため、①九州7県においては、豚等の飼養農場に対し直ちに飼養衛生管理基準の点検を行うよう指導し、不備がある場合には早急に改善するよう指導する。②豚等の飼養者、獣医師等に対して、改めて異常豚等がないか電話で聞き取る等丁寧に確認するとともに、異常豚等を発見したときには、速やかに家保に届け出るよう指導することとしたいと考えてございます。

3番、ワクチン接種の進め方・留意点について御説明いたします。

ワクチン接種の順番は各県で流通等の関係上、リスクが高いと考えられる農場や飼養頭数が多いなど発生時の蔓延リスクが高い農場から接種開始することとします。

(2) 豚の流通上の混乱を避けるため、各県においてワクチン接種を開始した時点で、原則として当該県内の全農場をワクチン接種農場と同様の扱いとしたいと考えてございます。

(3) 種豚場につきましては、実際のワクチン接種日からワクチン接種農場とし、種豚や精液の供給に配慮して対応することとしたいと考えてございます。

私からの説明は以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ただいまワクチン接種推奨地域の設定についての説明がありました。これにつきまして委員の皆さんから御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

これまで野生イノシシが陽性を確認された時点から、その地点から外側に向かって順次ワクチン接種を進めていくという考え方でいったわけですが、今回は野生イノシシの確認がまずないということが一つ。それから、九州、特に南九州におきましては飼養頭数、飼養規模が非常に大きいということがあって、全体を一斉に接種するのがなかなか難しいということから、こういった考え方で推進したいというふうなことが示されたかと思えます。御意見等ございましたらお願いします。

それでは、ここで例えば今このようにワクチン接種推奨地域を九州7県全県としたときに、それぞれの実施は各県ごとになると思うんですけれども、この手続等についてはどういうふうになっているのでしょうか。ちょっと御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 御説明いたします。

手続等は、まずワクチン接種推奨地域というところの整理を農水省の方で実施するとい

うことで、その地域の設定後、各県でワクチン接種プログラムというのを作成していただきまして、農水省の方に提出していただくということがございます。その次に、そのワクチン接種プログラムについて適切なプログラムになっているかどうかという点について我々農水省で確認し、あと、小委の先生方にも確認していただいた上で適切なものかどうかと判断された場合には、都道府県の方に再度お返しするということになります。その回答を受けて、各県の方で都道府県知事の接種命令が行われるというような形になります。

○津田委員長　ありがとうございます。

現在ワクチン接種については、家畜防疫員、それから、知事認定獣医師、それに加えて農場の飼養衛生管理者が接種できるようになっているんですけれども、そのためにはある程度トレーニング、研修等も必要になると思うんですが、その辺については各県の進め具合はいかがでしょうか。

○加茂前課長補佐　ありがとうございます。

それぞれ各県は今回の発生を踏まえまして、ワクチン接種の打ち手のところですね。知事認定獣医師ですとか登録飼養衛生管理者の登録の部分ですね、手続を進めていっているところでございます。

○津田委員長　ありがとうございます。

では、基本的には各県について頑張ってくださいということなんですけれども、ワクチンですね。ワクチンの数量というか、接種に関して量は十分かどうかの確認されているのでしょうか。

○佐藤委員　ちょっとその前に、すみません。接種の今の進め方についてなんですけれども、3番の（1）を見ると、リスクが高いと考えられる農場や飼養頭数が多いなど発生時蔓延リスクが高い農場から接種というふうに書かれているんですけれども、それは県ごとに、全部出させていただきますよね。その県の中で早い、遅いを決めると、そういう意味でしょうか。

○加茂前課長補佐　先生おっしゃるとおりです。県の中でそれぞれ決めていくということで考えております。

○佐藤委員　分かりました。ありがとうございます。

ワクチンの数量の方をお願いします。

○星野畜水産安全管理課長　畜水産安全管理課の星野でございます。すみません、遅れてきまして申し訳ございません。

佐藤先生御質問のワクチンの供給の数なんですけれども、我々は早速メーカー4社とも話をしまして、それで在庫の状況とか出荷状況、これはそれぞれ会社の情報ですので具体的な数字はお示しできないんですけれども、十分に、例えば南九州を一遍にいきなりぽんと打ったとしても在庫で対応できることは聞いています。

一方で、プログラムを今県に作っていただいていますけれども、じゃあどのぐらいの今後需要量が見込まれるのか、それも突合しながらなんですけど、恐らく僕らの試算でいけば全くワクチンについての問題はないというふうに認識しておりますので、まずはしっかりと各県の中でプログラムを作っていただいて、それで、それに必要なワクチンの数をそれぞれ現場の方で発注いただくと。そのときにもし数が合わないとかなかなか調整できないということがあれば、すぐに県の方から我々の方に御連絡を頂いて、それでメーカーさんあるいは代理店の方と調整をしていきたいというふうに思います。とにかく慌てないで冷静になっていただいて、まずはプログラムが本当にしっかり確実に動いていくのか、そこをしっかりと作っていくことがとても大事だなというふうに思っております。

以上です。

○津田委員長　ありがとうございました。

慌てなくても大丈夫だということですね。ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ嶋田先生。

○嶋田委員　ありがとうございます。

私の方からです。今回、事務局の方から九州7県という方針を頂きました。それについて幾つか確認をさせてください。少し長くなるかもしれませんが。

今回、佐賀県での発生を受けまして、私も九州にいますので、とても重く受け止めている部分ではあります。これまで本州での発生のとときとかは、隣の県では打ちますよとかそういうことがあったと思うんですけれども、今回も近い近隣の長崎、福岡の両県での接種ですとか、そういったことも想定されるのかなと思いながら今回会議に臨みました。

そんな中でちょっとこの会議の議論でも、今回7県にするということの妥当性についてもしっかり議論すべきじゃないかなとは思っています。前提として私は臨床の立場からしますと、必要ならば、しかも、今回ジャンプのような形で侵入していますので、7県での接種というのは是非検討すべきだという立場ではありますし、結果その7県で打ちますよということになるのは全然否定はするものでありませんし、あのとき打っておけばよかったと

なるよりはこういったことを肅々と進めるということは大事なかなと思います。

その上でなんですが、7県で接種の根拠ですね。現状、一部の2農場ですけれども、そして、陽性のイノシシが見つかっていないという状況の中でこういった判断ということは、既にほかのエリアですとかほかの九州内の県でも侵入が否定できないよねというふうに捉えるべきなのではないでしょうか。ごく近隣の2農場での発生ということなので、もし単発なのであれば、過去であれば封じ込めをしますということで対応したかと思うんですけれども、それでは駄目だという理由とか根拠をやっぱり明確に示すべきかなと思います。今のが一つ目ですね。

もう一つが手元の私たちに配っていただいている非公表資料の方で、九州7県での屠畜場ですとか化製場とか流通の状況の非常に分かりやすくインパクトのある資料だと思いますけれども、九州の中で各県密接に関わっているということは私も実感としてございます。なんですが、これまで本州での発生の場合にほかの都府県と流通の面、例えば屠畜場は県外に出していますよということはあったと思うんですけれども、屠畜場などでの交差汚染防止対策ですかね、そちらをもってほかの接種していない県に出荷するという事例はあったと思います。ですが、九州はそれらと比較してやはり密接度のちょっとレベルが違うんだよと。したがって、今回全県で打っていくよという判断に至ったのかの確認をまずさせてください。

以上です。

○加茂前課長補佐 ありがとうございます。

先生おっしゃるとおり、我々としてはまず発生農場の状況としてかなり経過が長いと考えられているというところで、周辺に広がっているという可能性が高いと考えているところ、その周辺というのが正に野生イノシシのところでございまして、今現時点では野生イノシシの陽性は見つかっていないんですけれども、見つかってくる可能性が高いと考えている点がまずあります。

これに伴って感染のリスクが高まっている状況にあって、今回の発生農場は近隣県に一部出荷しているという状況も確認されておりますので、そういった近隣県で今後発生が確認される可能性があると考えております。その近隣県と佐賀県とのほかの県とのつながりというところを考えますと、やはりほかの県とかなり密接に関わりがあるという状況から、ほかの県もやはり発生してくる可能性というのはかなり高いんじゃないかと考えていることから、九州全域で接種を進めていくべきではないかと考えた次第でございます。

それと、過去の例を御説明させていただきますと、非公表資料4を御覧いただければと思います。

こちらの11のところです。過去、2021年6月15日に接種推奨地域として追加された部分で、こちらは岩手と名古屋を追加した整理になってございまして、一番下のところを御覧いただければと思うんですけれども、これらについては畜産業及び養豚業の関連性の強さから両県を指定したという経緯がございまして、今回はこの部分を整理しながら各県の流通の関連性の強さを鑑みて一斉に接種すべきじゃないかと考えているというところでございます。

以上です。

○嶋田委員 ありがとうございます。

恐らく生産者の方たちも関係の方たちも両方の意見も想定できると思います。九州7県で打つべきかそうじゃないのかというのは両方あるかと思います。ですが、この資料にあるようにきっかけですとか、そういったところをしっかりと周知というか御説明いただければありがたいなと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○津田委員長 ありがとうございました。

一つ補足いたしますと、今嶋田先生がおっしゃったようなことが一番防疫では基本であるんですけれども、早期発見ができれば早期に封じ込めるということも可能なんです、今回のウイルスについてはやはり症状が出てくるのが非常に遅いと。それから、見にくい、見つけにくいということがあって、その分発見が遅れる。したがって、やはり気づいたときにはある程度蔓延している可能性があるということも勘案しながら、こういったふうな判断がされているんだと思います。本当は早期に摘発して封じ込めれば、それこそ私もちょっと経験したんですけれども、2004年の鹿児島県における疑似患畜事例については早期の封じ込めで何とか正常化を保ったということがあるんですけれども、今回ちょっと若干ウイルスが違うということも少し加味しなきゃいけないと思います。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論を踏まえまして、事務局の方から総括をお願いいたします。

○加茂前課長補佐 それでは、私の方から総括させていただきます。

ワクチン接種推奨地域につきましては、本日の委員の皆様方からの御意見を踏まえまして、今後正式に決定することといたします。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、これで大体協議は終わりですけれども、全体を通しまして委員の皆さんから御意見、御質問ございますでしょうか。

嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 すみません、連続して失礼します。

もう総括に入ってしまったというところなので、1点ちょっとお話しさせてください。まだちょっと今回の疫学的な侵入の経緯ですとか分からないところ、不明な点が多いので、ひょっとすると仮定の話はすべきではないのかもしれませんが、イノシシへの感染が今後例えば見られなかったりとか、あとは今回発生したエリアに限局しているような状況があったとして、やはり今までの今回の日本国内での発生をずっと見ていく上で、イノシシへの感染があるかないかというのはもう将来を大きく左右することだと感じています。

様々な面で本日も御説明あったとおり、各関係各所、対応をお願いすることになっているとは思いますが、九州では今回は非常に限局している、イノシシにまだ陽性が広がっていないという場合であれば、ほかのエリアですね。九州山地ですとか、九州はともイノシシの密度も濃いと思います。ですので、そういったエリアへの拡散を必ず防ぐという目標を何か明確にできないかなというふうに思っています。

地理的に今回のエリアというのは、九州山地とはちょっと平野で隔絶されているというか、筑紫平野ですかね、そういったところで隔絶されています。それが熊本、宮崎、鹿児島というふうに続いていくと思うんですけれども、今のところで何とか止めることができないかということについては、私はイノシシの専門ではないんですけれども、例えば経口ワクチンの散布の方法ですとか、そういったいろんなことを含めて戦略的なことができないかなというふうに考えています。

ワクチンについては、本当に粛々と進めて効果が出るように丁寧にしていくというのは、それがいいとは思いますが、野生イノシシ対策というものに今後よりちょっと力を入れていくのが重要かなというふうに考えています。とにかくちょっとそういったところが話したくて発言させていただきました。

以上です。

○杉山分析官 様々な御意見があろうかと思います。これまでも発生していないところで経口ワクチンを散布するということはやっておりませんでした。今回はサーベイランスを

強化するということにしておりますので、見つかるかもしれないという非常に高い緊張感をもって挑んでいると。したがって、これまでも例えば四国で経口ワクチンの散布をしたときに、あるいは令和3年7月だったと思いますけれども、決まって、その秋にはまだまけませんでした。というのが協議会を作ったりですとか体制を整備しないといけない。宮崎県さんはこの間整備をされましたけれども、九州でそういった協議会を作っているのは大分が今年の3月、それから、続いて大分と同時に福岡も協議会を是非作ってくださいとお願いをしたんですが、まだ現時点において設立されておられません。宮崎県が7月にといった2件でございます。

したがって、ワクチンをまくまでには協議会の設立あるいは散布場所の決定ですとか計画を作る等々ございまして、半年ぐらいかかってしまうと。もしすぐにでもまけということになれば、各県に対してはそういう協議会の体制を作ってくださいということを既に先々週辺りからお願いをしているところでございます。

長くなりましたが、以上です。

○熊谷審議官 私、熊谷の方からちょっと補足させていただきます。

先ほど津田委員長からもお話があったとおり、今回のケースの九州はかなり捕獲したイノシシはサーベイランスしているんですけれども、やはりこれを機に死亡したイノシシもしっかり見ることによって、陽性があるのかないのか、あった場合は正に嶋田先生がおっしゃるような経口というか、その地域を集中的にということだと思います。そういった意味でまずはサーベイランスの強化、あと、先ほど来お話があったとおり、やはり九州というのは非常に物流のつながりが密接で、あと、双方向などに動いているということ、さらには、やはり農家の数、頭数が多い中で考えますと、まず飼育豚の方のワクチン接種の体制を整えて、あとは先ほど来申し上げましたけれども、サーベイランスをイノシシの方もしっかりして、そのデータを見て評価していくということだと思います。

あと、もう一つは疫学の調査、今回の二つのケースはとても大事ですので、遺伝子配列などの調査を通じてタイミングであったり、あと、これまでの発生との近さ、こういったものを非常にこれからの対策の中でも生かして行けるんだと思ってございます。そのような方針で考えてございます。

○嶋田委員 是非よろしくお願いします。

○佐藤委員 よろしいでしょうか。

○津田委員長 どうぞ。

○佐藤委員 やはりこれはワクチンを続けていくことになりますと、先ほど来話がありますように供給の話になると思うんですね。先ほど、星野畜水課長からのお話、290万頭分ちゃんとありますよというお話なんです、これからずっと続いていくわけなんですよ。現在の290万だけではなくて、これから先本州から九州まで、沖縄も入れてずっと続くということを考えながら、やはりワクチンが生産を続けられるという体制もよく御検討いただいて、継続していただきたいと思います。

○星野畜水産安全管理課長 よろしいですか。事務局の星野です。

正に今御指摘いただいた点は、我々もしっかり考えていかなければいけないと思っ
まして、私が言ったのは、当初ワクチンは恐らく全頭打たなければいけないので290万頭
と言いましたが、その後は肥育に対して打っていくのもありますし、あと、種豚もありま
すけれども、そうすると頭数がずっと減りますので、今の4社の生産体制、特に増産体制
も一応整えていますから、そこのところは問題ないというふうに理解しています。とにかく
慌てないで、まずはプログラムをしっかり作っていただいて、どれだけの需要が毎月必
要なのかというところはよく県の方でも御検討いただければというふうに思います。あと、
何か問題があれば我々の直接安全管理課の方にお問合せいただければというふうに思いま
す。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

先ほど来嶋田先生がおっしゃったように、じゃあワクチンをいつまでやるんだという話
もありますけれども、沖縄県については野生イノシシでの感染は確認されていないんです
が、なかなかワクチン接種をやめるタイミングというか、ここら辺も難しいところがあっ
て、かなり……

○大倉家畜防疫対策室長 津田先生の音声が入切れてしまいました。申し訳ございません。

○津田委員長 侵入防止ということで飼養衛生管理基準が要るかと思います。

○大倉家畜防疫対策室長 ごめんなさい。ちょっと今途中で音声が入切れてしましまして、
沖縄県のところの辺りから途切れてしましまして、申し訳ございません。もう一度コメン
トいただければと思います。

○津田委員長 分かりました。

現在、沖縄県ではワクチン接種を進めているわけですが、沖縄では野生イノシシ

での感染は確認されておられません。そこで、ワクチンをどうやってやめるのかという議論もあったんですけれども、ほかには別のリスクもあって、残飯の問題もあったり、やっぱり早期発見が難しいとか侵入防止あるいはどこにいるか分からないウイルスを防ぐのが難しいといった不安もございます。やはりこのワクチン接種だけではなくて、基本的には侵入防止というものが一番重要になってくるわけで、そこでは九州の中では現在野生イノシシで確認されていない以上は、やっぱり侵入防止と、それから、早期発見ということを基本に進めていくのが一番いいのかなと思います。

ただ、皆さん方の安心ということからすると、今回のワクチン接種についてもやはりプログラムを作って、飼養衛生管理を補完するような、補強するような材料として運営していくのがいいのかなというふうなことを考えているんですが、これについて嶋田先生等々いろんな意見がございますけれども、ここではこういった議論を踏まえて進めていきたいかなと思ったところでございます。

何かほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 もう一つ、先ほどのワクチンなんですけれども、これ1回目は県や国が負担していますよね。この先、この後は農家負担になっていくというふうになるのでしょうか。その辺りはどうなんですか。

○大倉家畜防疫対策室長 現在国費の方が入った形でのワクチン代に関しては負担させていただいておりますけれども、この先どうなるかというのはちょっとまだ決まっているわけではございませんが、少なくとも今九州で打っていきこうという方針が定まれば、これまでの本州と変わらない体制ということでやっていくんだらうと思っております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津田委員長 小渕先生、どうぞ。

○小渕委員 すみません、お願いなんですけれども、先ほど会議が始まる前もちょっとお話しさせていただいたんですけれども、今回九州が一斉に打つということになりまして、やはり私もちょうど問合せを頂いている内容として、今打っている県、こちらへの供給が大丈夫なんでしょうかと。もし何かあるのであれば情報を頂きたいというのは、やはり大規模養豚さんからは来ておりますので、多分それはちゃんと大丈夫な上で始まりますというふうに私の方も言わせていただいているんですけれども、先ほどのような内容を言っていただくと今打っている県が大変安心いたしますので、よろしくお願いいたします。

○星野畜水産安全管理課長 事務局、星野でございます。

正に今回始まる7県以外に従来から打っている本州のところにも必要な需要と供給も計算しながら、我々は全く問題ないというふうに理解しております。

ただ1点、今小渕先生が言われて一つお願いしたいのは、心配だからといって例えば半年分、1年分なんていうふうに買い占めたりしないで、最終的にはもともと県がこれは恐らく購入して接種する、配分するというふうになるでしょうから、県の中でよくそこは今月、来月必要な分ぐらいで計画していただいて、場合によっては今既に何か月分か買っているものは、場合によってはちょっとこちらに回してくださいとお願いは僕らの方からするかもしれませんが、いずれにしても、全体での供給量と需要量というのは全く問題ないというふうに理解しております。

あとは末端で使いたいタイミングでどういうふうに行くかというのは、場合によっては調整を要するかもしれませんが、その際は是非御協力を頂けたらというふうに思います。よろしくお願いします。

○小渕委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○津田委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

小田先生、どうぞ。

○小田委員 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○津田委員長 はい。聞こえていますよ。

○小田委員 今のお話としてですけれども、疫学調査はまだこれから進むという中で、今回一つ農場が北海道からの導入豚もあったということもあって、今後疫学状況がより詳細に分かってきた時点での早期の提供をまず1点お願いしたいのと、それから、やはりこういったジャンプする例というものについての可能性というか、先ほどハンター云々というお話もありましたので、そういったところの視点でもより現実的な解明というか、そういったものの進捗を期待しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

これについてはよろしいですね、事務局の方は特に回答ということはないですね。

○大倉家畜防疫対策室長 御要望としてももちろん対応してまいります。

○津田委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

大丈夫ですかね。

それでは、これで議論を終了したいと思います。ありがとうございました。

それでは、ここで進行を事務局の方にお返しいたします。よろしくお願いします。

○大倉家畜防疫対策室長 津田委員長、ありがとうございました。

それでは、これで閉会の方にしたいと思いますけれども、最後、終わりに熊谷審議官の方から挨拶させていただきたいと思います。お願いいたします。

○熊谷審議官 津田委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、本日は長時間にわたり御議論を頂き、改めて御礼申し上げます。

また、豚熱の対策としましては、引き続き飼養衛生管理の徹底、早期通報について指導するとともに野生イノシシの検査を強化し、リスクに応じたワクチン接種を実施することによって本病の発生予防、蔓延防止に努めてまいりたいと思っております。また、疫学調査について明らかになった点については、委員の皆様方に迅速に提供して、また御助言を頂く場面があるかと思っております。その折には、どうぞまたよろしく御助言いただきたいと思いますと思っております。

それでは、これをもちまして第91回の牛豚等疾病小委員会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

午後 5 時 5 1 分 閉会